

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和7年3月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2135号	有限会社 勝水道工業所	東京都台東区東浅草二丁目21番1号	岡野 吉央	有限会社 勝水道工業所	東京都台東区東浅草二丁目21番1号	令和7年 2月18日